

三菱商事株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 本会社は、三菱商事株式会社と称する。英文ではMitsubishi Corporation 又はMitsubishi Shoji Kaisha, Limited とする。

(目的)

第2条 本会社は、広範な産業分野において、本会社又は本会社が株式若しくは持分を所有する他の会社を通じて、多角的な事業を行う。

2 前項の事業には、次の事業を含むものとする。

- (1) エネルギー（ガス、石油等を含む）に関する事業
- (2) 化学品及び薬品（医薬品、医薬部外品、化粧品、毒・劇物、火薬等を含む）に関する事業
- (3) 金属（鉱産物、石炭等を含む）に関する事業
- (4) 機械・器具（医療機器等を含む）、車両、船舶及び航空機に関する事業
- (5) 食料（酒類、塩等を含む）及び消費財に関する事業
- (6) 前各号の事業に関する商品の売買、貿易、開発及び製造・加工業
- (7) インフラ（発電事業、電気・水道水の供給事業、下水道処理等を含む）に関する事業
- (8) 不動産（宅地建物取引業、管理業等を含む）及び建設（建設コンサルタント、測量、設計・工事監理等を含む）に関する事業
- (9) 金融・リース（有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の回収、債務の保証・引受け、金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業、商品先物取引業等を含む）に関する事業
- (10) 保険（損害保険業、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務等を含む）に関する事業
- (11) 運送・倉庫（陸運業、海運業、航空運送業、貨物利用運送事業等を含む）に関する事業
- (12) IT・情報（電気通信事業、放送業、広告業、出版・印刷業等を含む）に関する事業
- (13) 廃棄・再生処理業及び古物売買業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) サービス（医療施設、商業施設（宿泊施設、劇場を含む）及び飲食店の経営、旅行業及び企画・コンサルティング業）に関する事業
- (16) 前各号の代理業、仲立業及び問屋業
- (17) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、75 億株とする。

(単元株式数及び単元未満株式の買増し)

第 7 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

2 本会社の株主は、本会社にその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条第 2 項に規定する請求をする権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。

(株式の取扱い)

第 10 条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。

- 2 前項その他定款に定めがある場合のほかに必要な場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、株主又は登録株式質権者の権利を行使することができる者とみなすことができる。